

変動金利定期預金（単利型）

令和4年4月1日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金（単利型）
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・1年・2年・3年 ・お預入れ時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
4. お預入れ方法 （1）お預入れ方法 （2）お預入れ金額 （3）お預入れ単位	・一括お預入れ ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しできます。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課税	・預入後6ヵ月間は市場金利に基づき設定した預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月経過する毎に次の預金金利を指標として適用利率を変更します。 ①1千万円未満の預入・・・自由金利型定期預金（M型）の6ヵ月もの ②1千万円以上の預入・・・自由金利型定期預金の6ヵ月もの なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・中間利払日（預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下は切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。 ・個人のお客さま 20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さま 総合課税が適用されます。
7. 手数料	・定めはありません。
8. 付加できる特約事項	・原則として18歳以上の個人のお客さまは自動継続扱いのものを総合口座の担保とすることができます。 なお貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率です。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約との差額を清算します。 ① 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日とした預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50% C. 1年以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×70% ② 預入日の3年後の応答日を満期日とした預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×40% C. 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・約定利率×50% D. 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×60% E. 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・約定利率×70% F. 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×90% <p>ただし、上記の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。</p>
<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・証書または通帳によるお取扱いができます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・総合口座にお預入れの場合は、満期日の到来をお知らせする「定期預金満期および中間利息お支払のご案内」は作成いたしません。